

今こそ、社会的弱者の権利を守り、生活課題の解決に尽力しよう！

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下「本会」という。）は、ソーシャルワーク専門職の国家資格である社会福祉士を会員とした職能団体です。本会は、設立目的として、社会福祉士の倫理を確立し、専門的スキルを研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする愛媛県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することとしております。

この度の新型コロナウイルス感染症は、世界的大流行を迎えており令和2年4月7日現在においても勢いは留まることを知りません。とりわけ都市部においても爆発的患者急増の初期を迎えていると推測され、感染の深刻化により、遂に政府による緊急事態宣言の発令に至りました。

このような中、私たち社会福祉士の職域の中心である医療分野や福祉分野、とりわけ入院施設、福祉施設では、患者や利用者のためにサービスを提供し続けなければなりません。各人が相当の感染対策をしても、医療や福祉、介護の専門職も相当数の感染が確認されており、本人や家族の安全を考慮しつつ業務をしております。ひとたび感染者が出れば一定期間は所属先が機能不全に陥るため、相当な緊張感の中で感染対策を実施しており、既に疲弊している中、状況は長期戦になっていこうとしています。

本県は、緊急事態宣言の区域には該当しませんが、特に雇用の分野での影響は拡大しており、不要不急の外出制限が徹底されれば更に解雇や雇止め（派遣切りを含む）の問題は表面化します。法による所得の再分配によって成り立っている日本では、稼働年齢者の雇用の継続困難は、2次的に社会全体への波及する大きな問題となってきます。

県民生活においても令和2年4月6日に県内23人目の発症が確認される中、感染対策のデメリットとして、上記の雇用問題以外にも、環境の変化によるドメスティックバイオレンス、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、感染者への誹謗中傷など様々な権利侵害が増加しています。

私たち社会福祉士は、倫理綱領の中で「人間としての尊厳」や「人権と社会正義」の擁護を規定している専門職です。今、このような人々の生活課題と権利侵害に対して我々の役目を強く認識して、実践を積み重ねていく必要があると考えます。経験したことのない未知のウイルス対応と、「私たち自身が感染源にならない」アウトリーチ活動の制限の中で、知恵を絞りながら新たな他職種連携を図り、この困難を克服していかねばなりません。

このような時ほど、費用対効果の高い対策が打たれ、そこから漏れてしまう方が生まれます。例えば、支援の申し込み時の窓口渋滞や、申し込みに行きたくても行けない方々を見る場面です。今後の終息への過程の中で、社会福祉士は常に社会的弱者となってしまう方の支援を優先に考え、伴走していきます。本会および本会会員は、平成30年7月豪雨はじめ、県内外の災害支援の経験等も活かしながら、新型コロナウイルスの感染症に係る生活課題についても対応していくよう努めることを会員の皆さま方へのメッセージとしてお伝えします。共に頑張っていきましょう。

2020年4月7日
一般社団法人愛媛県社会福祉士会 会長 米田 順哉